

令和5年3月八戸市議会定例会

報 告 事 件

3 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第 1 号	専決処分の報告について (八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定 の専決処分)	3
報告第 2 号	専決処分の報告について (八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正す る条例の制定の専決処分)	7
報告第 3 号	専決処分の報告について (八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の 制定の専決処分)	11
報告第 4 号	専決処分の報告について (八戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正す る条例の制定の専決処分)	15
報告第 5 号	専決処分の報告について (新大橋整備工事(その 3)請負の一部変更契約の 締結をすることの専決処分)	19
報告第 6 号	専決処分の報告について (自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専 決処分)	21
報告第 7 号	専決処分の報告について (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	23
報告第 8 号	専決処分の報告について (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	25
報告第 9 号	専決処分の報告について (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	27

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第8号

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年2月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例

八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第3号

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方
自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月19日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市看護師等修学資金貸与条例（平成21年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第7条第6項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同項第5号中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊谷雄一

理 由

博物館法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第 6 号

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 2 月 2 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八戸市旅館業法施行条例（平成28年八戸市条例第80号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

博物館法及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第7号

八戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
八戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方
自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年2月8日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

八戸市ラブホテル建築等規制条例（平成16年八戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号中「第29条」を「第31条第1項」に、同表第5号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例中別表第2第5号の改正規定は公布の日から、同表第2号の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した新大橋整備工事（その3）について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第5号

新大橋整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
新大橋整備工事（その3）の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方
自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「1,834,316,000円」を「1,897,335,000円」に変更する。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年10月14日に八戸市南郷大字市野沢字市野沢の駐車場において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第27号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年12月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 532,840円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年9月13日に八戸市大字新井田字木戸場の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第1号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における側溝の蓋による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 132,401円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年12月6日に八戸市大字尻内町字田端山の農道隣地において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第2号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

竹木除去作業により飛散した石による自動車の窓ガラスの破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月18日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 54,219円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年2月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年11月11日に八戸市諏訪三丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第4号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道の街路樹から伸びた枝による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月24日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 97,442円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。